

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年3月4日

照会部署名 徳島南年金事務所適用調査課

照会担当者 アシスタントインストラクター(役職名) 佐藤 善彦

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 梅原

(受付番号)

ブロック本部受付番号 厚No.2010-8	本部受付番号 No.2011-154
-----------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

病気休業中の随時改定について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

業務処理要領【マニュアル】厚生年金適用VI-1 被保険者月額変更届
厚生年金保険法第23条

(内容)

平成22年4月下旬から病気休暇(有給)を取得しているものが、人事規程に定める「職位定年」により平成22年8月の給与額が変更となりました。9月16日に欠勤に切り替わったため、欠勤中の生活保障を目的として、欠勤期間中月額給与の60%を支払うという給与規程に基づいて、給与額から月給の40%を控除しています。

9月は欠勤に切替るまでの半月分を基本給で支払い、欠勤に切替わった後の期間については半月分の休職給が支給され、10月は全日数分が休職給として支払われています。

支払月	年俸職給与	本給	職務給	給与額計	支給控除	支給額合計
7月	664,000			664,000		664,000
8月		272,600	207,000	479,600		479,600
9月		272,600	207,000	479,600	95,920	383,680
10月		272,600	207,000	479,600	191,840	287,760

疑義回答 No.2010-603 のⅢ「一時帰休及び休職給との関係」において、固定的賃金の変動後の月に一時帰休などによる低額の休職給が支払われているような場合であっても、隨時改定の3条件を満たしている場合は、隨時改定に該当すると示されています。

隨時改定の3条件の一つに、3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上あることの条件がありますが、低額の休職給が支払われた月の支払基礎日数はどう取扱うのでしょうか。

なお、このものの年齢は57歳であるため、嘱託として再雇用された被保険者の取扱いには該当しません。

＜対応案＞

疑義回答によると、固定的賃金の変動後に支払われた休職給についても隨時改定の届出対象月に含めると解されますので、休職給の支給計算対象日は支払基礎日数として計上すべきであると思慮いたします。

よって、本事例は3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上あることの条件を満たしており、8月の給与額の変更を契機として、8月9月10月の支給額合計の平均による随时改定に該当する。

(ブロック本部回答)

疑義照会 No.2010-603 のⅢにおいて『固定的賃金の変動後の月に一時帰休などによる低額の休職給が支払われているような場合であっても、隨時改定の3条件を満たしている場合は、隨時改定に該当する。』と示されていますが、当ブロックにおいては3条件の1つである支払基礎日数については、「100%支給の日数が17日以上」と思料します。

一方、今回の事例については、固定的賃金変動後の各月の欠勤期間含む支払基礎日数が17日以上あるものの、「欠勤期間中月額給与の60%を支払う。」という給与規程があり、また、疑義照会 No.2010-500においては『昭和24年4月25日付保文発第744号通知の趣旨から考えると、被保険者が病気休職による報酬の減額の場合は継続的性質のものではないと考えられるため、随时改定は行わないこととされたい。』と示されています。

以上のことから、随时改定には該当しないと思われますが、諸規程等により明確に示されていないため、本部へ照会することとします。

回答日 平成23年 3月 9日

回答部署名 四国ブロック本部業務支援部厚生年金支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）厚生年金支援グループ長 渡部 光則

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

市原

(本部回答)

ご照会の件に関しては、8月に支払われた給与において「職位定年」により給与額が変更となっている。従って、これを起算月として月額変更を行なうこととなる。なお、昭和24年4月25日付け保文発第744号においては、月額変更は報酬の増減が継続的性質のものである場合に於いて行なうものであり、傷病その他の事由によって減少する場合に於いてはその必要がない、とされているが、ご照会の事例において固定的賃金の変動は「職位定年」によって起きたものであるので月額変更該当となる。

回答日 平成23年3月25日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 柿崎 光政

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

坂東

(軽微なものについてはグループ長)

(回答提供先)

○						
機構 L A N 掲載	相談 センタ ー	社労士会	健保協会	年金局	HP 掲載	